

## ミャンマーにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	輸出入 / 国内販売への外資参入規制	<p>・1%でも外資が入っている場合は外資企業として看做され、輸入・販売ができない状態がまだ継続。 2015年後半、一部の業種では外資にも解禁されたが、いまだ不十分ではない。投資法上は解禁扱いだが、所管官庁に相談しても許可が下りない状況。 2017年4月から新投資法が施行したが、貿易業や卸売業の外資参入は商業省承認が必要となり、施行前と変更はなく、承認条件の開示がない。一方、2018年8月から予定されている新会社法の運用開始により、外資35%までならば現地貿易業者への出資参画が可能になり(内国企業扱いとなるため)、外資にとっての参入OPTIONが拡大したのは歓迎される。 (内容・要望ともに変更)</p> <p>・外資100%で貿易業が許可されていない。 2015年6月、ティラワSEZ経済特区進出企業に対しては一部輸入権及び販売権(卸)を与えるとの発表あり。 ==&gt;合弁会社にのみ輸入権を開放にとどまる(2015年) (継続)</p>	<p>・100%外資による輸入・卸売りへの参入を認めるべく、承認条件についてのガイドラインを公開してほしい。</p> <p>・SEZ外の企業に対しても輸入権、販売権を与えてほしい。</p>	<p>・新外国投資法 (2017年4月から新投資法が施行された)</p> <p>・外国投資法</p>
	日機輸	(2)	案件ごとの工事事務所設立不可	<p>・特定案件受注後、工事事務所を設立、税番登録して工事にあたるのが通常であるが、ミャンマーでは、具体的な案件ごとに事務所を設立することが認められていない。 工事業務を担う駐在員事務所としての包括的登録が必要で、既存の駐在員事務所がある場合、やや混乱が生じる。 (継続)</p>	<p>・工事事務所ごとに、工事事務所の設立が出来るようにしてほしい。</p>	
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	輸入ライセンス登録手続の煩雑	<p>・完成品、原材料・部品の輸出入の際、モデルごとの輸入ライセンス登録が必要。 (改善)</p> <p>・「輸入ライセンス取得を必要としない品目」は昨年2,079品目に拡大していたが、8月よりネガティブリスト形式に改められ、4,405の品目が「輸入ライセンスの取得が必要な品目」として商業省より公表され改善があった。 また、ティラワ進出企業には輸入ライセンスの免除も発表されており改善が見られる。 (追加)</p>	<p>・外資企業への輸入権解放共に輸入ライセンス制度の完全廃止。</p>	
	日機輸			<p>・「輸入ライセンス取得を必要としない品目」は昨年2,079品目に拡大していたが、8月よりネガティブリスト形式に改められ、4,405の品目が「輸入ライセンスの取得が必要な品目」として商業省より公表され改善があった。 また、ティラワ進出企業には輸入ライセンスの免除も発表されており改善が見られる。 (追加)</p>		
	日機輸	(2)	短い輸入許可期間	<p>・輸入許可証のライセンス期間が3ヶ月ゆえ、長期の契約・プロジェクトにおいて、頻繁に更新が必要であり、非常に煩雑。また、輸入許可証の発行官庁である商業省の対応も担当者によりまちまちであり、混乱が生じている。 (変更)</p>	<p>・輸入許可証ライセンス期間を長く(少なくとも6ヶ月から1年。またはプロジェクトの場合、契約工期全体をカバー)して欲しい。</p>	
日機輸	(3)	ODA関連資機材の免税輸入手続の煩雑・遅延	<p>・ODA案件に関する資機材の輸入については、関連省庁との調整を自らがやらないと、免税措置が担保できない。更に末端の通関当局での手続き遅延も多い。 ミャンマー関係省庁 / 公社もODA案件の処理に慣れてきて、自然と課題は解消してきていると感じている。 (追加)</p>	<p>・関係省庁と税関当局への連絡を密にして、確実に免税扱いとして手続きが進むようにしてほしい。</p>		

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(4)	保税倉庫制度の未整備	・産業の発展に伴う貨物輸入の増大への対応。	・一般に諸外国で導入されている保税倉庫制度の整備。	
14 税制	日機輸	(1)	租税条約の未締結	・日本とミャンマーとの間に租税条約がないため、日本からの投資の大半がシンガポール経由となっている。日・ミャンマー租税条約が未締結の状態では、長期出張者(180日以内)に対する課税が二重課税となる虞もある。2014年8月の日緬外相会談で実務当局間での協議開始に合意をしているにも拘わらず、2018年2月時点でもいまだ締結には至っていない。 (変更)	・一刻も早い締結を望む。	
	日機輸	(2)	ODA案件の個人所得税・法人税の免税手続の不明確	・ODA案件に関する個人所得税・法人税の免税についても、関連省庁との調整を自らやらないと免税措置が担保できない。また、省庁間のコミュニケーションルートが定まっておらず、たらい回しにされ、確認に時間を要する。ミャンマー関係省庁/公社もODA案件の処理に慣れてきて、自然と課題は解消してきていると感じている。 (追加)	・MOF・歳入局主導で免税措置が確実に実施されるよう、手続きを明文化して欲しい。	・税法
	日機輸	(3)	商業税の仕入れ税額控除の利用困難・運用不透明	・仕入れ税額控除の仕組みが利用者に浸透していないこと(少額の場合、仕入れ税額控除を利用せず、商業税をコスト化しているケースが大半)、大型プロジェクトの場合客先からの入金と下請けへの支払い時期にズレが発生すること、控除のための確証入手の煩雑さに伴って、以下の問題に直面している。 - 会計年度を跨いだ仕入れ税額控除が認められない - 還付の獲得は実質的に不可能。 - 特に政府系機関の場合(元請け入金・下請け支払い時期のズレ、控除のための確証入手遅れにより、客先が支払い済み商業税納税全額の納付が確認できず)、入金済み商業税全額の納付証明を提示するまで後続の商業税請求が受け付けられない。 上記は昨年度までの状況だったが、以下のとおり改善が確認されている。 会計年度を跨いだ仕入れ税額控除は認められていること(前年度の税務審査を完了させれば可能)、 還付の運用実態が確認できたこと(早期の申請を行えば各年度の還付予算から還付されるが、遅い場合は補正予算・翌年度予算へと還付が繰越されるものの還付が可能)、 仕入れ税額控除のプロセスが明確になってきた。 (追加)	・会計年度を跨いだ仕入れ税額控除を認めて欲しい。 ・還付制度の確実な運用。 ・商業税利用者に対する啓蒙活動(MOF歳入局によるQ&A集作成など)を望む。	
日機輸	(4)	納税義務負担の大きい源泉税徴収制度	・源泉税徴収制度(ベンダーにサービスFEEを払う際源泉税の源泉を行い、税務当局に支払い、確証を入手の上ベンダーに届ける仕組み)が存在しているが、サービスの買い手側の納税実務の負担が大きく現状はまったく機能していない(無視されている)。この制度は、サービスの売り手側の利益の一部を所得税として前払いさせることが目的とされている。 (源泉徴収制度の見直しの動きもあると聞くが真偽のほどは不明) (追加、要望変更)	・源泉徴収制度廃止を望む。通常の税務申告制度の確実な運用が基本であり、徴税強化のための合理的な施策導入を支持する。		

経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16 雇用	日機輸	(1)	駐在員の査証手続の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>査証手続きに時間がかかる。駐在員の査証手続きに各種推薦状発行を要する(推薦状の発行に時間がかかる)</li> <li>駐在員の家族の査証手続きにエントリービザからの更新が認められない。</li> <li>2017年10月から突然卒業証明書の提出を求められるようになった。VISAの発行には招聘状と共に6ヶ月の残存期間がある会社の登記書の提出を求められるが、登記書の更新は3ヶ月前にならないとできないという不条理な状況(関係省庁間の連携が取れていない為と推察)。</li> <li>日緬共同イニシアティブにおいて少しずつ改善されている。今後ウォッチが必要。</li> <li>==&gt;査証は書類が揃えば10日ほどで発行されるようになった。駐在員家族査証発行・更新は引続きビジネスビザが必要。</li> </ul> (内容・要望ともに変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>査証手続きの時間短縮。</li> <li>日本大使館推薦状、住居オーナー推薦状、居住地役所推薦状を不要とし、日本大使館発行の在留証明書にて代用する。</li> <li>更新手続きの簡素化 =&gt; 駐在員の安定的な地位のため、最初から1年間の数次査証と滞在許可を自動的に付与してほしい。</li> </ul>	
	日機輸	(2)	査証手続の恣意的運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>当地入国VISA申請時、現地拠点当社関係先に招待状を発行するが、2016年2月から従来の事務所登記証および営業許可証に加えて、最新の納税証明書の提出が義務付けられた。営業法人の場合、顧客に利益水準を開示する行為にもなるので、抵抗感が強くビジネス交流に支障が発生することを危惧する。</li> <li>政府として制度見直しを示唆しているものの、未だ改善されていない。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行新制度の廃止。或いは納税番号の登録証明書だけで対応するように制度変更。</li> </ul>	・移民局の通達
	日機輸	(3)	短い滞在許可期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞在許可期間が1回目は3ヶ月、2回目は6ヶ月、3回目以降1年と随時延長されるシステムに2014年度から改悪された。</li> <li>改善の噂が流れていたものの未だに改善されていない。</li> </ul> (変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐在員の安定的な地位確保のため、最初から1年間の滞在許可を付与してほしい。</li> </ul>	
	日機輸	(4)	雇用契約書ミャンマー語原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年10月から労働契約書の当局提出義務が強化されたが、ミャンマー語契約のテンプレートを原則遵守するよう要請されている。すでに存在している英文契約書のミャンマー語化とテンプレートFORMへの落とし込みが必要だが、英文原契約書との整合性の確保をどうするか検討や翻訳作業などで実務負担が増大している。</li> <li>更に2017年9月に新たな労働契約テンプレートが発表されており、当該テンプレートに合わせたミャンマー語契約書の提出が義務付けられた。内容も労働者側に有利なように変更になっており、法律変更のないままテンプレート準拠せざるをえないやり方にはやや抵抗を感じる。</li> </ul> (追加、要望変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>準拠法律の制定まで努力義務にして欲しい。</li> <li>ミャンマー語だけではなく英文雇用契約書の提出でも受理してほしい。</li> </ul>	・通達
	日機輸	(5)	社会福祉法における社会保険制度の外国人登録加入義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法(2012年SOCIAL SECURITY ACT)によると一定の雇用員を抱える企業は社会保険制度への登録と保険料の納付義務が課されているが、外国人駐在員も登録対象とみなされている。SSB適用となる医療機関はハード/ソフトの両面で外国人駐在員の利用には適していないため、SSB制度の受益者にはなりえない外国人の加入を強制することは非現実的である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SSB加入義務から外国人を免除し任意加入対象者とするを法律上明確にしてほしい。</li> </ul>	・社会福祉法(2012年SOCIAL SECURITY ACT)

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
16	日機輸	(6)	外国人管理の厳格化	・現在国会で審議中の外国人法・外国人労働者法が承認されれば、外国人の24時間以上の国内移動の事前認可、出国時における認可取得、労働許可取得義務などが当地で勤務する外国人に課される。 (継続、要望変更)	・イミグレの行政能力を考慮すると事前認可制では、外国人の移動や勤務に大きな支障が懸念されるので、法律制定に際しては十分な配慮と実態に即した柔軟な運用を御願いたい。	・外国人法・外国労働者法(国会で審議中と聞いているが現状のステータスは不明)	
17	知的財産制度運用	時計協	(1)	商標登録制度の不在	・現状では、商標法が存在しておらず、慣習的に登記事務所に“商標”を登記後、新聞公告を行っている。 商標としての保護が適切に実施されていない。 (継続)	・知的財産権制度の早期制定を望む。	
21	土地所有制限	日機輸	(1)	土地所有制限	・100%外資企業の土地所有が認められていない。 (継続)	・安定した事業運営の為に、土地所有を認めてほしい。	
26	その他	日機輸	(1)	電力インフラの未整備	・経済発展に伴い急増が見込まれる電力需要に見合う十分な供給インフラ整備の計画が公表されていない。特に暑期の需要ピーク時に停電が頻発していること、発送配電全体の設備・システム管理が不安定で大幅な電圧変動や事故による停電が常態化していることが投資家の不安につながっている。 ・電力インフラが整っていない。 (継続)	・持続的な水力開発と燃料調達も含めた火力開発を基盤とするバランスの取れた電源開発と、電力システム全体の安定化に向けた計画の策定・公表。  ・早期に需要に見合った発電能力増強を実施してほしい。	
		日機輸			(2)	交通インフラの未整備	・ヤンゴン等市内の渋滞を緩和し、都市部ならびに中心部からティラワ経済特区までの人やモノの効率的な移動の実現。
	日機輸	(3)	ティラワSEZ周辺インフラ開発の遅延	・円借款でティラワSEZ周辺インフラの整備を進めることになっているが、それに加えてティラワ港からティラワSEZまでのアクセス道路についても重点的な公共投資が必要。 一方、計画中のODA案件に関しても、入札後の交渉、諸手続きの遅れにより、順調に進展していると言いがたい。 また、バゴー渡川橋のODA付与が決定したのは大きな前進で予定通りの入札、業者選定、着工を望む。 一方、電力については長期計画が見通せず、安定電力を必要とする海外投資家の進出を阻害する要因となっている。 (内容・要望ともに変更)	・ティラワ工業団地ZONE-Aが2015年9月から開業しているものの、周辺インフラ開発が進まぬ現状ではZONE-Bの開発進捗に支障が出る。発電所、変電所、通信、道路、水などのインフラ整備の更なるスピードアップが必要。		